

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 月 3 1 日作成)

法 令 名	北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例施行規則								
根 拠 条 項	第 1 9 条								
許 認 可 等 の 種 類	登録証票及び同謄本の再交付								
法 令 の 定 め	登録販売業者が第18条の登録証票又は登録証票謄本を亡失又は損傷したときは、理由書及び損傷にあつては当該登録証票又は登録証票謄本を添え、総合振興局長等に再交付の申請をすることができる。								
審 査 基 準	理由書の内容が妥当なこと。 損傷の場合、当該登録証票を添付していること。								
標 準 処 理 期 間	<table> <tr> <td>総 期 間</td> <td>申請期日の翌日より 1 0 日・丹 (注：休日は含まない)</td> </tr> <tr> <td>経 由 機 関</td> <td>日・月 ()</td> </tr> <tr> <td>協 議 機 関</td> <td>日・月 ()</td> </tr> <tr> <td>処 分 機 関</td> <td>申請期日の翌日より 1 0 日・丹 (注：休日は含まない)</td> </tr> </table>	総 期 間	申請期日の翌日より 1 0 日・丹 (注：休日は含まない)	経 由 機 関	日・月 ()	協 議 機 関	日・月 ()	処 分 機 関	申請期日の翌日より 1 0 日・丹 (注：休日は含まない)
総 期 間	申請期日の翌日より 1 0 日・丹 (注：休日は含まない)								
経 由 機 関	日・月 ()								
協 議 機 関	日・月 ()								
処 分 機 関	申請期日の翌日より 1 0 日・丹 (注：休日は含まない)								
処 分 担 当 課	各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興 (農産) 係								
申 請 先	各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興 (農産) 係								
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局・振興局産業振興部農務課生産振興 (農産) 係								
備 考	(公表アドレス : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/shinsakijun.html)								